

議案第30号

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、職員の配置の基準等を見直し、障害児入所施設等における感染症又は非常災害の発生時における業務継続計画の策定に係る措置等を定めるとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第36号）の一部を次のように改正する。

目次中「第20条」を「第20条の2」に改める。

第12条第2項中「児童福祉施設は」を「児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（以下「障害児入所施設等」という。）を除く。）は」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、これを行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、その職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該障害児入所施設等において、その職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第20条第1項中「児童福祉施設」の次に「（障害児入所施設等を除く。）」を加え、同条に次の3項を加える。

3 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を策定し、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し、それらを定期的その職員に周知しなければならない。

4 障害児入所施設等は、避難訓練、消火訓練、救出訓練その他必要な訓練を規則で定めるところにより行わなければならない。

5 前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第1章中第20条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第20条の2 障害児入所施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、その利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制で早期に業務の再開を図ることを目的とした計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等は、その職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第26条第5項中「において、心理学を専修する学科若しくはこれ」を「若しくは大学院（同法第97条に規定する大学院をいう。以下同じ。）において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれら」に改める。

第56条第5号中「（同法第97条に規定する大学院をいう。以下この条及び第81条において同じ。）」を削る。

第74条第1項ただし書を削り、同項第7号中「第7項」を「第8項」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）

第74条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同条第5項中「第1項各号」を「第1項第1号から第7号まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、同条第3項ただし書を削り、同項に後段として次のように加え、同項を同条第4項とする。

この場合において、第2項の規定は、主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターにおける職員の配置について準用する。

第74条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

(1) その施設が児童40人以下を通所させる施設である場合 前項第4号の栄養士

(2) その施設が調理業務の全部を委託する施設である場合 前項第5号の調理員

(3) 次のいずれかに該当する場合 前項第8号の看護職員

ア 医療機関等との連携により、その看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

イ 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として^{かくたん}喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合

ウ 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合

第81条第1項中「規則で定める基準により」を削り、同条第3項中「の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれ」を「（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれら」に改める。

第88条第3項中「第26条第5項」を「第81条第3項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第12条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第20条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努

めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。